

鹿 児 島 県 公 報

平成25年10月11日（金）第2948号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1

規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第62号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 一般の退職手当（第1条の2—第1条の8）」を「第2章 一般の退職手当（第1条の2—第1条の8）」を第2章の2 早期退職希望者の募集等（第1条の9—第1条の14）」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 早期退職希望者の募集等

（募集実施要項の記載事項）

第1条の9 条例第8条の3第2項第11号に規定する知事が人事委員会と協議して定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条の3第5項の規定により募集の期間を延長する場合は、その旨
- (2) 条例第8条の3第9項各号に掲げる職員は、同項の規定による応募（以下この条及び次条において単に「応募」という。）をすることができない旨
- (3) 条例第8条の3第11項の規定により同項に規定する認定（以下この条、第1条の11及び第7条の2において単に「認定」という。）をしない場合がある旨
- (4) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、条例第8条の3第13項の規定による通知（以下「第13項通知」という。）を行うこととなる旨（同条第2項に規定する募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合に限る。）
- (5) 条例第8条の3第14項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合がある旨

（応募及び応募の取下げ）

第1条の10 応募は、早期退職希望者の募集に係る応募書（別記第1号様式）によつて行うものとする。

2 条例第8条の3第9項に規定する応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ書（別記第1号様式の2）によつて行うものとする。

（認定又は不認定の通知）

第1条の11 条例第8条の3第12項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じてそれ

ぞれ当該各号に定める通知書によつて行うものとする。

- (1) 認定をする旨の決定をしたとき 認定通知書（別記第1号様式の3）
- (2) 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書（別記第1号様式の4）
（退職すべき期日の通知）

第1条の12 第13項通知は、退職すべき期日の決定通知書（別記第1号様式の5）によつて行うものとする。ただし、第13項通知を条例第8条の3第12項の規定による通知と併せて行う場合は、認定通知書によつて行うものとする。

（退職すべき期日に係る同意）

第1条の13 条例第8条の3第14項に規定する同意は、退職すべき期日の繰上げ（繰下げ）同意書（別記第1号様式の6）によつて行うものとする。

（退職すべき期日の変更通知）

第1条の14 条例第8条の3第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、退職すべき期日の変更通知書（別記第1号様式の7）によつて行うものとする。

第4条中「別記第1号様式」を「別記第1号様式の8」に改める。

第7条の2各号を次のように改める。

- (1) 地公法第28条第1項第2号又は第4号の規定による免職の処分を受けた者
- (2) 地公法第28条第4項の規定による失職（地公法第16条第1号に該当する場合に限る。）をした者
- (3) 条例第4条第1項第2号又は第5条第1項第6号に掲げる者
- (4) 認定を受けて条例第8条の3第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (5) 公務上の傷病により退職した者

第13条に次の1項を加える。

- 4 知事は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、これを当該受給資格者に返付する。

別記第1号様式中 「大正 昭和 年 月 日 を 平成 年 月 日」 に、「平成 年 月 日」
平成 年 月 日

を「 年 月 日」に、「六月間」を「6月間」に改め、同様式（別紙）を次のように改め、同様式を別記第1号様式の8とする。

(別紙)

退 職 理 由

任命権者 記入欄	退職者 記入欄	退 職 の 理 由
<input type="checkbox"/>		1 定年，任用期間満了等によるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職（定年 歳）
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>		2 任命権者からの働きかけによるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第1項第2号若しくは第4号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(5) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(6) 鹿児島県職員退職手当支給条例第4条第1項第2号又は第5条第1項第6号に規定する理由
<input type="checkbox"/>		(7) 鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第11項に規定する認定
<input type="checkbox"/>		3 公務上の傷病によるもの
<input type="checkbox"/>		4 職員の個人的な事情に起因するもの
	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良，けが等があつたため
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠，出産，育児等を行う必要があつたため
	<input type="checkbox"/>	(3) 家族の事情の急変（父母の扶養，親族の介護等）があつたため
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となつたため（新住所：)
	<input type="checkbox"/>	(6) その他（具体的に)
<input type="checkbox"/>		5 その他（1～4のいずれにも該当しない場合）
		具体的事情記入欄（任命権者用）

注意事項

職員の個人的な事情に起因する退職の場合には，退職の主たる理由を一つ選択し，退職者記入欄の□の中に○印を記入すること。

附則の次に次の7様式を加える。

別記

第1号様式（第1条の10関係）

早期退職希望者の募集に係る応募書

年 月 日

任命権者 殿

所 属
職 名
氏 名
職員番号
印

鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第9項の規定により、このたびの早期退職希望者の募集に下記のとおり応募します。

記

1 応募する早期退職希望者の募集

募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日又は期間	

2 応募者の情報

級 号 給	給料表【 】	級	号給
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳

注意事項

- 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 「募集の期間」欄及び「退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に記載されている期日又は期間を記入すること。
- 3 年齢は、応募日現在で記入すること。

※ 任命権者記入欄

受 理 年 月 日		受 理 番 号	
-----------	--	---------	--

第1号様式の2（第1条の10関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ書

年 月 日

任命権者 殿

所 属
職 名
氏 名
職員番号

印

鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第9項の規定により，早期退職希望者の募集に係る応募を下記のとおり取り下げます。

記

1 取下げに係る早期退職希望者の募集

募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで
-------	---------	---------

2 認定内容

認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日
退職すべき期日又は期間	

注意事項

- 1 氏名を自筆で記入したときは，押印を省略することができる。
- 2 「2 認定内容」は，取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。
また，このうち「退職すべき期日又は期間」欄には，取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は当該期日を，それ以外の場合は募集実施要項に記載されている退職すべき期間を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日		応募受理番号	
-------	--	--------	--

第1号様式の3（第1条の11，第1条の12関係）

認定通知書

第 号
年 月 日
(扱い)

殿

任命権者

印

年 月 日付けの早期退職希望者の募集に係る応募については、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をしたので、鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第12項の規定により、下記のとおり通知します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
退職すべき期日又は期間	

注意事項

「退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合は当該期日を、退職すべき期間を記載した場合は当該期間を記入すること。ただし、鹿児島県職員退職手当支給規則第1条の12ただし書の規定により第13項通知を併せて行う場合は、この様式中「認定を」とあるのは「認定及び退職すべき期日の決定を」と、「第8条の3第12項」とあるのは「第8条の3第12項及び第13項」とし、「退職すべき期日又は期間」欄は、鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第13項の規定により定めた退職すべき期日を記入すること。

第1号様式の4（第1条の11関係）

不認定通知書

第 号
年 月 日
（ 扱い）

殿

任命権者

印

年 月 日付けの早期退職希望者の募集に係る応募については、下記理由により認定をしない旨の決定をしたので、鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第12項の規定により、通知します。

記

（不認定の理由）

第1号様式の5（第1条の12関係）

退職すべき期日の決定通知書

第 号
年 月 日
（ 扱い）

殿

任命権者

印

あなたの退職すべき期日については、年 月 日と決定したので、鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第13項の規定により、通知します。

第1号様式の6（第1条の13関係）

退職すべき期日の繰上げ（繰下げ）同意書

年 月 日

任命権者 殿

所 属
職 名
氏 名
職員番号

印

鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げる（繰り下げる）ことに同意します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
既に通知した退職すべき期日	年 月 日

注意事項

- 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 「認定年月日」欄は、認定通知書（別記第1号様式の3）に記載されている認定年月日を記入すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

第1号様式の7（第1条の14関係）

退職すべき期日の変更通知書

第 年 月 日
号
(扱い)

殿

任命権者

印

あなたの退職すべき期日を下記のとおり変更することとしたので、鹿児島県職員退職手当支給条例第8条の3第15項の規定により、通知します。

記

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日	年 月 日	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定は、平成25年11月1日から施行する。